

## 愛媛県農薬管理指導士認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農薬取締法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する農薬販売者及びその販売員並びに農薬使用者（以下「農薬取扱者」という。）に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、当該試験に合格した者を愛媛県農薬管理指導士（以下「農薬管理指導士」という。）として認定することにより、農薬取扱者の資質の向上を図り、もって農薬による危被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的とする。

### (認定委員会の設置)

第2条 知事は、県の職員で構成する愛媛県農薬管理指導士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2 前項の認定委員会は、愛媛県農薬管理指導士認定試験（以下「認定試験」という。）の成績判定及び農薬管理指導士の認定取り消しの審査を行い、その結果を知事に答申する。

### (研修の受講)

第3条 知事は、農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱者に対して、愛媛県農薬管理指導士認定研修（以下「認定研修」という。）を実施するものとする。

### (認定研修の受講資格及び申請)

第4条 認定研修の受講資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 満20才以上の者であって、農薬の販売業務又は使用業務に2年以上従事している者
- (2) 毒物及び劇物取締法第8条第1項の規定による毒物劇物取扱責任者の資格を有している者
- (3) 勤務する事務所（自営の者にあつては、その主たる事務所）の所在地が愛媛県内にある者

2 研修を受講しようとする者は、愛媛県農薬管理指導士認定研修受講申請書（様式第1号）に実務経験年数証明書（様式第2号）及び前項第2号の資格を証明するものの写しを添えて知事に提出しなければならない。

### (認定試験)

第5条 知事は、第3条の認定研修を受講した者に対し、農薬の取り扱いに必要な知識を有しているかどうかを判定するため、認定研修終了後、認定試験を実施する。

### (認定)

第6条 知事は、認定委員会の試験成績の判定に基づき合格者を決定し、これを農薬管理指導士として認定する。

2 知事は、前項の規定により農薬管理指導士として認定をした者に対して認定証（様式第3号）を交付する。

3 前項の認定証交付に係る標準処理期間は90日とする。

4 農薬管理指導士としての認定の有効期間は、3年間とする。

### (農薬管理指導士の任務)

第7条 農薬管理指導士は、次の各号に掲げる事項について、農薬購入者及び農薬使用者を指導するとともに、自ら実施するものとする。

- (1) 農薬の特性を踏まえた適正な使用に関すること。
- (2) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害の未然防止及び環境の保全に関すること。
- (3) 法第26条の規定に基づき指定された農薬の適正使用の指導に関すること。
- (4) 法第25条規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣が定めた農薬を使用する者が遵守すべき基準に基づく農薬の適正使用に関すること。
- (5) 毒物及び劇物取締法第2条により毒物又は劇物の指定を受けた農薬の適正な取り扱い及び使用に関すること。
- (6) 農薬の適正な保管管理に関すること。
- (7) 農薬のラベルに表示されている事項に基づく病虫害、雑草の適正防除に関すること。
- (8) その他農薬の適正使用に関すること。

(指定)

第8条 知事は、法第27条の規定に基づき、農薬管理指導士を農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員及び植物防疫法第33条第1項に規定する病害虫防除員に準ずるものとして指定する。

(認定の更新)

第9条 認定期間が満了する又は満了後1年以内の農薬管理指導士が認定の更新を受けようとする場合は、愛媛県農薬管理指導士認定更新申請書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請者に対し、愛媛県農薬管理指導士更新研修を実施し、これを受講した者について認定を更新し、認定証を再交付する。

ただし、満了後1年以内の農薬管理指導士が更新研修を受講した場合は、有効期間2年の認定証を再交付する。

3 前項の認定証再交付に係る標準処理期間は90日とする。

(認定の取り消し)

第10条 知事は、農薬管理指導士として認定した者が、農薬管理指導士としてふさわしくない行為又は虚偽の申請があったと認められるときは、認定委員会の意見を聴して、その認定を取り消すことができる。

(認定証の再交付及び返還)

第11条 農薬管理指導士は、認定証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、愛媛県農薬管理指導士認定証再交付申請書(様式第5号)により認定証の再交付を知事に申請することができる。

2 前項の認定証再交付に係る標準処理期間は5日とする。

3 農薬管理指導士は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、知事に認定証を返還しなければならない。

(1) 第4条第1項第2号又は第3号の受講資格がなくなったとき。

(2) 前条の規定により認定の取り消しを受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。